

猿払村公共施設内広告掲載取扱要領

(平成19年11月12日訓令第41号)

(趣旨)

第1条 この要領は、猿払村広告事業実施規則（平成19年猿払村規則第23号。以下「規則」という。）に基づき、猿払村が所有する施設（以下「公共施設」という。）への内部の壁面等広告掲出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 公共施設に掲出する広告（以下「広告」という。）は、規則第3条の基準に適合し、公共性、公益性を妨げないものとする。

(広告掲出の場所及び表示方法等)

第3条 公共施設の壁面等に掲出を行う広告の場所及び位置は、施設の用途又は目的を妨げない限度において、村長が定めるものとする。

2 施設の壁面等に掲出を行う広告の表示方法及び付帯条件等は、施設の用途又は目的を妨げず、かつ、施設の実情に適合する限度において、村長が定めるものとする。

(委任)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。